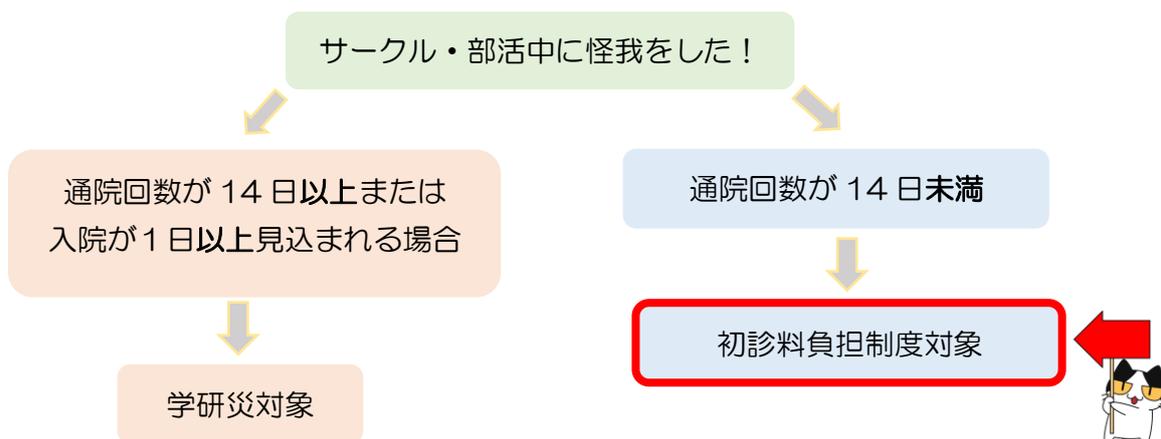


初診料大学負担制度について

課外活動^{※1}中の怪我に限り、学研災^{※2}の適用外かつ付帯学総^{※3}未加入の場合は初診料を大学側が補助する制度です。（補助上限額1万円）

- ※1 課外活動とは…大学の規則にのっとった所定の手続きにより、大学の認めた学内学生団体の管理下で行う文化活動または体育活動（サークル・部活動等）
- ※2 学研災とは…学生教育研究災害障害保険の略称。基本、学生全員が加入している保険
- ※3 付帯学総とは…学研災付帯学生生活総合保険の略称。強制加入ではない



- ① 学生課に怪我の報告に行き、活動申請があったかどうか確認。「課外活動中の負傷に関する報告書」用紙を受け取ります。
◎ 怪我当日の活動申請がない場合は初診料負担制度の利用ができません！
- ② 「課外活動中の負傷に関する報告書」を記入しましょう。
◎ 顧問の先生への怪我の報告が必要です！
- ③ 学生課に「課外活動中の負傷に関する報告書」を提出し、医務室でそれ以外の必要書類を受け取り、記入しましょう。併せて、付帯学総に加入しているかどうか確認しましょう。
◎ 付帯学総に加入している場合は初診料制度の対象になりません！
- ④ 医務室に書類の提出をしましょう。領収書は原本（初診時のみでOK）が必要となります。提出後は返却ができませんので注意しましょう。
◎ 他に保険に入っていないか、入っていた場合に原本の提出の必要がないか確認しましょう。

必要書類：課外活動中の負傷に関する報告書、立替金精算書、領収書の原本
振込口座届（印鑑が必要です！）

⚠ 年度をまたいでの申請はできません。怪我をしたら、その年度内に申請しましょう！
怪我発生から1週間以内を目安に申請しましょう。 ※年度末間際の申請には対応できない場合があります。 ⚠

申請から口座振込までの目安は1~2ヶ月です